

## 令和7年度 喜多方市教育委員会学校教育の主な取組

### 1 確かな学力の育成

#### 主として学校での取組

##### (1) 教師が話すから子どもがかかわり合い、創る授業の実施【令和7年度重点】

主体的・対話的で深い学びやグループでの話し合いの充実等をこころがけ、教員指導ではなく、子どもが創る授業を展開する。

##### (2) 学力向上対策事業による職員研修の実施

学力向上対策事業補助金を活用し、校内研修や視察研修を行う。

##### (3) 幼小・小中の連携の推進【令和7年度重点】

幼小中の円滑な接続のため、入学までの準備カリキュラム（アプローチカリキュラム）、入学後のカリキュラム（スタートカリキュラム）を教育計画に位置付けるとともに、こども園・保育所、小学校、中学校の相互理解を深めるため、研修会等を開催する。また、「（仮）喜多方市版架け橋期のカリキュラム」の実践に努める。

#### 主として教育委員会での取組

##### (1) 各種学校訪問の実施【令和7年度重点】

指導主事の学校訪問により、学校が抱える課題解決や「わかる・できる授業」づくりのため、「学びの共同体」を取り入れた授業を推奨し、子どもの実態に応じた授業の質的改善の具体的な方法について、指導・支援する。特に算数・数学科に重点を置き指導する。

##### (2) 英語力の向上

外国人の英語指導助手（ALT）を派遣し、児童生徒が授業等を通して外国人とコミュニケーションを図ることにより、英語学習への意欲を高めるとともに、英語力の向上を図る。

##### (3) 学校図書館の機能強化

全小中学校に学校司書を配置することにより、学校図書館の機能を充実させるとともに、児童生徒の読書習慣の定着と調べ学習の支援による学力向上を図る。

##### (4) リーディングスキルの向上

読解力の向上のため、用語の意味や文章の構造を正しく認識することを目指し、市作成のリーディングスキルテストの実施を重ね、リーディングスキルを高めるとともに、リーディングスキルを踏まえた学習指導を重視する。

##### (5) 各種研修会の開催

児童生徒を理解する力、授業力、生徒指導力、学級経営力等、児童生徒の資質・能力を育成するために必要な研修会等の充実を図る。

##### (6) 幼児教育との接続連携【令和7年度重点】

小学校とこども園・保育所等が相互理解を深めるため、幼小連携研修会の開催や要請訪問等を実施する。また、「（仮）喜多方市版架け橋期のカリキュラム」について、改善や見直しを図る。

## 2 豊かな心の育成

### 主として学校での取組

#### (1) 道徳教育の充実

「特別の教科道徳」の授業改善に努めるとともに、「考える道徳」「議論する道徳」授業を実践する。

#### (2) 「喜多方市人づくりの指針」の活用

校長講話や生徒指導に関する講話において、「喜多方市人づくりの指針なかよくたくましく生きる」を用いて自分自身の生き方について考える場を設定する。

#### (3) 「学校いじめ防止基本方針」の徹底【令和7年度重点】

「学校いじめ防止基本方針」に基づき、全教育活動を通じて、人としてよりよく生きようとする態度を身につける。

#### (4) 小学校農業科の推進

数ヶ月にわたる農作物の豊かな栽培活動を通し、計画性をもって主体的に取り組む態度や生命を育てることへの責任感等を育てることにより、豊かな心の育成を図る。

#### (5) レーダーチャートを活用した学級力の可視化

学級力アンケートの集計結果を学級力レーダーチャートに表し、児童生徒による自己診断から学級力の高い学級集団を目指す。

### 主として教育委員会での取組

#### (1) 道徳教育の充実

「特別の教科道徳」の授業改善に努めるとともに、「考える道徳」「議論する道徳」の授業を実践する。

#### (2) 「喜多方市人づくりの指針」及び冊子「先人からの贈りもの」の活用

校長講話や生徒指導講話において、「喜多方市人づくりの指針なかよくたくましく生きる」や冊子「先人からの贈りもの」を活用し、自分自身の生き方について考える場を設定する。

#### (3) 小学校農業科の推進

小学校の総合的な学習の時間において、発展的、学術的な学びのステップを位置付け農業体験を実践する。また、農業科で学んだことを各教科や領域に横断的に生かす教育を展開する。

#### (4) 生徒指導の充実【令和7年度重点】

いじめ・不登校の早期発見・早期対応に努め、レーダーチャートを活用した学級集団作りを推進する。

### 3 健やかな体づくり

#### 主として学校での取組

##### (1) オフスクリーン喜多方っ子運動の展開

急速な情報化に伴う影響について家庭とともに考え、児童生徒の健全育成をめざす「オフスクリーン喜多方っ子運動」を展開する。

##### (2) 中学校区学校保健委員会の開催【令和7年度重点】

各中学校区の学校保健委員会の取組状況について情報交換をするとともに、各中学校区が抱える課題の共有化を図り、その解決に向けた取組みについて協議する。

#### 主として教育委員会での取組

##### (1) 肥満防止指導【令和7年度重点】

児童生徒の肥満改善に向け、運動に慣れ親しむ習慣の育成と学校生活全体を通した運動量の確保、家庭での過ごし方等における個別指導と継続支援に取り組む。

##### (2) フッ化物洗口の実施

むし歯予防のため、小学校児童のフッ化物洗口に取り組むとともに、家庭と連携し、家庭における毎食後の歯磨きの習慣育成に努める。

##### (3) 食育教育の充実

望ましい食習慣の確立を目指し、安全及び健康な食生活に関する知識、技能の習得、食に関する感謝、食事の際の作法等、食に関する適切な判断力を身に付ける指導の充実を図る。

##### (4) 学校給食における喜多方市産農産物の利活用

生産者の顔が見える安全・安心で新鮮な農産物の利活用推進のため、学校給食における市産の農作物の利活用率を増やし、特色のあるおいしい学校給食の提供と質の更なる向上に取り組む。

##### (5) 生涯スポーツへの接続

総合的な運動能力及びスポーツに親しむ態度を育むため、授業において「運動身体プログラム」等を活用し、多様な動きを体験させるとともに、運動への興味関心を高め、生涯を通じてスポーツに親しむ意識の醸成を図る。

### 4 一人一人のニーズに応じた教育

#### 主として学校での取組

##### (1) インクルーシブ教育システムの構築を目指す【令和7年度重点】

合理的配慮、交流学習の推進や関係機関との連携など、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ仕組みづくりを推進する。

##### (2) 喜多方市子ども議会の開催

市民参加型の民主主義社会を体験する喜多方市子ども議会を開催する。（中学3年生全員参加）

## 主として教育委員会での取組

### (1) キャリア教育の展開

将来の生活や社会を関連付けるため、教育活動全体の中で体験活動やボランティア活動の目的を明確にして取り組み、キャリア教育の充実を図る。

### (2) 特別支援教育の充実【令和7度重点】

特別支援教育に関する偏見や差別等、意識の壁をなくすことに努めるとともに、障がいの有無にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会の確保に取り組む。また、学校生活支援員を配置し、学習において特別な支援を必要とする児童生徒の学びを支える。さらに、特別支援教育アドバイザーを活用し、園児を含めた児童生徒の適正な就学につなぐとともに、教員や支援員等への指導・助言を通し、特別支援教育指導の充実を図る。

### (3) 不登校児童生徒への支援

学校での取組、保護者の協力及び関係機関との連携に加え、喜多方フリースクール等に不登校児童生徒の学校以外の居場所をつくり、学習支援や教育相談などを通して、学びや社会とつながる場の確保に努める。

## 5 学びを支える環境の整備

## 主として学校での取組

### (1) I C T 活用力と情報活用能力の育成

児童生徒が、授業や家庭でタブレット端末等を用いて情報を収集・選択し、文章や図表にまとめたり表現したりすることで、より深い理解や定着を目指す。

### (2) 情報モラル教育の推進【令和7度重点】

スマートフォン等による情報の氾濫とそれに起因して急増する犯罪に巻き込まれないようにする知識や情報社会で活動するための基礎となる考え方や態度を育成する。特に、保護者との連携が重要であることから、保護者に対する啓発を推進する。

### (3) コミュニティ・スクールの推進

喜多方市の進めるコミュニティ・スクール方針」に基づき、「ひろげる、つなぐ、いかす」の3つの視点もち、「学校・保護者・地域が一体となった地域とともにある学校づくり」を推進する。

### (4) 通学路安全推進プログラムの推進

小学校の通学路において関係機関と連携した合同点検を実施し、通学路の安全確保を図る。

## 主として教育委員会での取組

### (1) 小中学校における働き方改革の取組【令和7度重点】

児童生徒が安心して学べる環境づくりや児童生徒とじっくりと向き合う時間を確保するため、教職員の意識改革と業務改善を推進する。

### (2) 安全教育の充実

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解するため、交通教室・防犯教室、防災教育等において関係機関と連携し、体験を通した危険予測や対応方法の学習等、安全教育の充実を図る。

### (3) 通学路安全推進プログラムの推進

関係機関と通学路の合同点検を継続して実施するとともに、点検の結果を踏まえた改善を行うことにより、子どもたちの安全な通学路の確保を図る。

### (4) 遠距離通学における安全・安心の確保

スクールバスの運行により、遠距離からの安全・安心な通学手段を確保するとともに、公共交通機関のデマンド交通利用による遠距離通学を支援する。

### (5) 小中学校適正規模適正配置の推進

教育環境の整備と教育内容を充実させ、児童生徒一人一人の「なかよくたくましく力」を育成するため、小中学校の適正な学校規模及び適正な配置を検討する。

### (6) 保護者の経済的負担の軽減

安心して子どもを産み育てることができるよう学校給食費や遠距離通学費、音楽祭や体育大会への参加に対する保護者の経済的な負担軽減を図る。

### (7) 均等な教育機会を確保する支援

経済的理由により高等学校や大学等への進学が困難と認められる生徒や学生に対し、本市の奨学資金制度により支援する。

### (8) 安全・安心な学校施設の整備

予防保全型の維持管理を行い、計画的な改修・改築等に取り組み、社会の変化に対応した教育活動ができる施設・設備の充実や子どもたちの安全を重視した施設・設備の整備を推進する。

### (9) コミュニティ・スクールの推進

学校と運営協議会が連携・協働を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進するため、コミュニティ・スクール研修会等を開催する。

### (10) I C T活用力と情報活用能力及び情報モラルの育成【令和7度重点】

タブレット端末を用いた学習を進め、児童生徒が授業や家庭で情報を収集・選択し、文章や図・表にまとめたり表現したりすることで、より深い理解や定着を目指す。また、リモート（オンライン）学習に備え、情報モラルを含めた児童生徒のスキルアップの指導とともに、教員のタブレット端末を用いた指導力を高める研修会を充実させる。